

周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏から本市への移住促進を図るため、山口県と協働して行う移住支援事業として実施する周南市東京圏在住者テレワーク移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、別表1に規定する条件不利地域等を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者であって、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。この場合において、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。
 - イ 転入する直前に、連續して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京23区内

への通勤の期間については、転入の日の3月前までを当該1年の起算点とすることができる、及び東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。

- (2) 移住先に関する要件 令和6年4月1日以降に転入したこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
 - イ 第5条に規定する申請書に記載された世帯員（以下「世帯員」という。）が、補助対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。
 - ウ 補助対象者及び世帯員がいずれも、申請の際、転入後1年以内であること。
 - エ 補助対象者及び世帯員がいずれも、本市市税を滞納していないこと。
 - オ 補助対象者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - カ 申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額

返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

キ アから力に掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

3 2人以上の世帯のうち、申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を含む世帯については、前項第2号の額に18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする補助対象者は、転入をした日から起算して1年に到達する日までの間に、周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分）

(2) 就業証明書（別記様式第2号）又は就業時間の証明書（別記様式第2号の2）

(3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類

(4) 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）

(5) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分）

(6) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者にあっては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(7) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあっては、開業届済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業主の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

- (8) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあっては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類
- (9) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付決定を行い、その旨を周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付請求書(別記様式第4号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び是正のための措置)

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条の規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先その他第3条に規定する補助対象者の要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金現況届(別記様式第5号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の報告を行わないとき、又は前条第2項の規定による求めに応じなかつたとき。

(3) 申請のあつた日から3年を経過する前に市外へ転出したとき。

(4) 申請のあつた日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取消した場合において、既に支援金を交付しているときは、同項第1号から第3号までに該当する場合にあっては支援金の全額について、同項第4号に該当する場合にあっては支援金の半額について、その返還を期限を定めて周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金返還請求書（別記様式第6号）により請求するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月24日要綱第98号）この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第67号）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

都県名	条件不利地域等
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村